

令和8年度 事業計画書

公益財団法人車両競技公益資金記念財団

令和8年度事業計画書

定款の理念である「こころ豊かな社会づくりに貢献」するため、高齢者、障害者等の支援を目的とするボランティア活動、社会福祉施設等の整備、医療の基礎的、先駆的研究及び災害復旧援護活動等に対する助成事業と定款に掲げる公益の増進に係る諸問題の解決・改善を目的とする支援事業及び調査研究事業等について、以下のとおり取り組んでいく。

1 助成・支援事業

(1) 助成事業（公①助成：公募型助成）

本財団は、定款に定めた事業の実施方針を定め適時適切な助成を実施する。

- ア 高齢者、障害者等の支援を目的とするボランティア活動に対する助成事業
地域の社会福祉に係わるボランティア活動の推進に寄与している、原則として法人格がない財政基盤の弱い民間団体を中心として、ボランティア活動に必要な各種器材の整備事業に対して助成を実施する。
- イ 社会福祉施設等の整備に対する助成事業
社会福祉等の増進を目的として整備された施設のうち、社会福祉法人等が所有、運営する施設等の補修改善に係る事業に対する助成を実施する。
- ウ 医療の基礎的、先駆的研究に対する助成事業
我が国における生活習慣病の死因の上位を占めるがん及び心臓病について、医療、学術及び科学技術の向上と国民の健康増進に寄与するため、これらの基礎的、先駆的な研究事業に対する助成を実施する。なお、令和9年度の医療の基礎的、先駆的研究事業については、医療の基礎的、先駆的研究に対する助成事業助成要項等を別に定め、令和8年9月以降に公表する。
- エ 災害復旧援護活動等に対する助成事業
災害復旧援護活動を行う特定非営利活動法人等が実施する地震等の不測の自然災害等で被害を受けた被災地、被災市民に対する災害復旧援護活動事業及び公益の増進を目的とし、かつ緊急の助成を必要とする事業であって、本財団が特に認めた事業に対し助成を実施する。

(2) 支援事業（公①その他）

本財団は、支援事業として、災害時の援護活動事業及び公益の増進に係る諸問題の解決・改善を目的とする研究事業に対する支援を実施する。

ア 災害時の援護活動に対する支援事業

災害時の援護活動に必要な機材・設備等を活動団体に貸与し、その活動を支援する体制の整備拡充を図る。

イ 公益の増進に係る諸問題の改善等の研究に対する支援事業

高齢者、障害者等日常生活に支援を必要とする人々の地域での生活を支えるための諸問題の解決・改善に取り組むため、これらの活動を行う団体の調査研究事業に対する支援を実施する。

2 調査研究事業（公①調査研究）

本財団は、調査研究事業として、本財団の目的を達成するために必要なテーマについて調査研究を実施する。

3 その他

助成財団関係者と公益活動についての情報交換や内外の文献資料の収集整備等本財団の目的を達成するために必要な事業を実施する。